

官報号外

昭和四十七年五月十一日

○第六十八回 衆議院会議録 第二十七号

昭和四十七年五月十一日(木曜日)

議事日程 第二十三号

昭和四十七年五月十一日

午後二時開議

第一 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 離島振興法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 郵便切手類模造等取締法案(内閣提出)

第四 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第五 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第六 航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第七 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第八 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第九 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十一 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十二 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十三 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十四 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十五 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十六 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十七 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十八 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第十九 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二十 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二十一 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二十二 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二十三 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二十四 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二十五 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二十六 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二十七 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二十八 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第二十九 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三十 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三十一 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三十二 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三十三 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三十四 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三十五 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三十六 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三十七 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三十八 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第三十九 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四十 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四十一 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四十二 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四十三 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四十四 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四十五 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四十六 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第四十七 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

午後二時三十四分開議
○議長(船田中君) これより会議を開きます。

アメリカの北爆再開及び海上封鎖に関する緊急質問(松本七郎君提出)

米国のベトナム強行政策に関する緊急質問(西中清君提出)

アメリカの北爆再開及び海上封鎖に関する緊急質問(寺前巖君提出)

米国の北爆再開等に関する緊急質問(河村勝君提出)

アメリカの北爆再開及び海上封鎖に関する緊急質問(河村勝君提出)

アメリカの北爆再開等に関する緊急質問(河村勝君提出)

ん。(拍手)

日本政府は、從来からアメリカのベトナム戦争政策を支持してきたのでござりますが、この際、この誤りを反省し、根本的に政策転換をすべきだと思いますが、佐藤首相の見解をまず明らかにしていただきたいのであります。

国際連合は、ベトナム戦争介入を要請したこともあります。メカ軍のベトナム戦争介入人が国連憲章に基づく行動であるかのことと判断的に断定してきた日本政府の見解は、明らかに欺瞞であり、不当であると言べきであります。アメリカの行方だけを一方的に正当化する根拠を明確に示されたいのであります。

政府は、從来から、アメリカのベトナム戦争介入を国連憲章に基づく集団的自衛行為だと主張し続け、これを積極的に支持してきたのであります。しかし、これはベトナム戦争発生の歴史的経過を無視し、一方的にアメリカの言い分を盲信したりをおかしたものであります。

かつて、ホー・チ・ミン氏が民族独立国家の樹立を目指してフランスと戦っていたところから、アメリカは早くもフランス側にくみして、軍事援助に乗り出し、ベトナムの独立運動を妨害したのであります。フランスの敗退後に、アメリカは、ゴ・ジン・ジェムをかつぎ出してからい政権をつくり、一九五四年ジユネーブ協定で確認されたところの統一のための選挙をボイコットさせ、軍事援助を与えることによってベトナムの統一を阻止し、ついにアメリカ軍による軍事介入となつて、今日のベトナム戦争拡大へと發展したのであります。これがベトナム戦争の正確な歴史的経緯であります。

昭和四十七年五月十一日 衆議院会議録第二十七号 アメリカの北爆再開及び海上封鎖に関する松本七郎君の緊急質問

はるか遠い国からの介入、侵略に対抗して、自衛権の発動を行なっているのはむしろ北ベトナム及び民族解放軍であることは、何人もこれを否定することができない事実であります。(拍手)国際世論も、いまや米軍の即時撤退を要求しておりますし、今回の海上封鎖と無差別爆撃に対しては、ござつて反対を表明しております。いわゆる分裂国家の平和的統一が第二次大戦後の重要な問題であり、特に、わが國のこれから外交にとつてはきわめて大きな課題であることを思ひますときに、政府は、この際、民族自決権を尊重し、一切の軍事的内政干渉を排斥する姿勢を確立し、行動を起こすことが急務であると思ひます。(拍手)首相の所見をただしたいのであります。(拍手)ベトナム戦争をかくも拡大した根源と責任は、民族自決を武力介入によって阻止せんとしたアメリカの反共・戦争政策にあるのであって、これに全而協力を公然と進めてきた自民党政権がその責任を負うべきであります。特に、北爆支持を打ち出した佐藤内閣の罪は、断じて許せません。(拍手)いまや、日本政府としては、単に交渉による平和を待望するといった消極的態度を捨て去つて、米国の軍事行動を即刻かつ全面的にやめさせよう、効果的行動を起こすべきときだと信じます。

英國の外務大臣は、ジュネーブ会議の再開を提唱しておりますが、日本としてもこれに応じて、効果的な国際連帶運動を起こす必要があると思います。そして、その国民的背景をつくるためには、米軍基地をベトナム戦争のため使用することを断固拒否し、一切の補給、補修を断ることが当面の急務と考えるものであります。(拍手)佐藤内閣はこの事態に直面して、どう責任をとるつもりか、佐藤首相の明確な答弁を求めるものであります。

ベトナム人民の固有の自決権と神聖なるべき独立を真に尊重しようとするのならば、米軍による軍事介入に対して、いかなる援助も便宜をも与えるべきではないことは明らかであります。しかる

は、自民党政権は、日米安保条約をたてにして、自衛権を積極的に戦争に協力してきましたし、今後及び民族解放軍であることは、何人もこれを否定することができます。現に、昨日の本院外務委員会における外務大臣並びに高島条約局長の答弁にも明らかに、何ら自主的判断の片りんさえ見られてゐるのであります。

周知のように、日米安保条約の目的は、日本と極東の平和及び安全を目指しているのであります。ベトナム戦争がこの目的に反し、逆に日本と極東の平和を破壊し、安全を脅かすものであり、日米安保条約のワク外のものであることは、いまや明瞭であります。したがつて、ベトナム戦争に直接間接に関係のある米軍の行動、兵器の移動などは一切厳重に禁止することが、安保条約の正しい解釈に沿つた妥当な運営といらるべきであります。政府は、この重要な時期にあたる以上、この戦争の性格を明確にする必要があります。現在のベトナム戦争が国連のワク外の戦争であることは明瞭であります。したがつて、政府が言ふように、宣戰布告がないから通常の戦争ではなく、戦時法規も中立法規も適用されないというがごとき説を容認することはできません。

一般の戦争法規はもちろん、具体的には復仇の法理も、当然交戦者すべてに適用されなければならぬはずであります。したがつて、われわれが最もおそれることは、自民党政権がもしこのまま在日米軍基地を補給、補修、またはその他の軍事行動に使用させ続けるならば、法理上はわが国土は戦争区域になるのであります。あるいは、復仇の法理によつて、わが國の米軍基地が攻撃の目標となることは避け得ないのであります。もし政府が、在日米軍基地が、いかなる場合にも他方の交戦国によつて攻撃されないと主張するのであるならば、まずこれを主張すべきであります。朝鮮戦争やベトナム戦争で、いまで日本が攻撃を受けなことがあります。現に米軍自身も、ラオス領に侵入して

いるなどといえるのか。

政府は、これまで、ベトナム戦争は宣戰布告のない紛争である、よつて、戦争法規も中立法規も適用されないと主張してきております。しかし、現実は、そのような空論を許す事態ではないのであります。ベトナムでは、すでに朝鮮戦争の三倍、第二次大戦の二倍、太平洋戦争でわが國に投下された量と比べると何と七十四倍といふ膨大な爆弾が投下されているといわれるほどの大戦争であります。そこで、外國はこのベトナムの内戦に介入すると同時に、外國はこのベトナムの内戦に介入すべきではないという立場に立つております。少

なくともわが國は中立的立場に立ち、南北ベトナムの紛争の平和的解決、統一に努力することこそが日本国憲法に合致する道であると信じております。(拍手)したがつて、まずアメリカ軍の撤退を要求すべきであります。このことが悲惨なベトナム戦争を早期に解決する唯一の道であることを主張するものであります。

しかし、すでに国際問題化し、戦争が拡大してゐるのであります。

以上の以上、この戦争の性格を明確にする必要があります。現在のベトナム戦争が国連のワク外の戦争であることは明瞭であります。したがつて、政府が言ふように、宣戰布告がないから通常の戦争ではなく、戦時法規も中立法規も適用されないというがごとき説を容認することはできません。

一般の戦争法規はもちろん、具体的には復仇の法理も、当然交戦者すべてに適用されなければならぬはずであります。したがつて、われわれが最もおそれることは、自民党政権がもしこのまま在日米軍基地を補給、補修、またはその他の軍事行動に使用させ続けるならば、法理上はわが国土は戦争区域になるのであります。あるいは、復仇の法理によつて、わが國の米軍基地が攻撃の目標となることは避け得ないのであります。もし政府が、在日米軍基地が、いかなる場合にも他方の交戦国によつて攻撃されないと主張するのであるならば、まずこれを主張すべきであります。朝鮮戦争やベトナム戦争で、いまで日本が攻撃を受けな

ります。現に米軍自身も、ラオス領に侵入してホー・チ・ミン・ルートを大爆撃し、カンボジア領に進攻したのは、補給基地や補給路の破壊が目的であったのであります。わが國は、日米安保条約によつて米軍の一大補給基地となつており、わが社会党は、元来ベトナム戦争はベトナムの内部の問題、つまり内戦であるといふ立場を支持なつてゐているのが現実であります。ただ形式上の宣戰がないからといって、どうしてこれが戦争でないのか。

ささらに、事前協議に関する問題であります。

○議長(船田中君) 松本君、申し合わせの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○松本七郎君(純) われわれは、すでに六〇年安保改定の際に、国会の論議を通じて、この事前協議なるものが単なる自民党政権の気休めであり、国民を欺くものであることをしばしば指摘していました。アメリカ側の理解している協議と

は、日本の同意を必要とせず、協議を行なうだけでは足りりしている点、実際問題としても、戦闘行動の必要に迫られた場合協議の余裕などない点などを指摘して、この制度の欺瞞性を追及いたしました。

今日の事態は、われわれの主張が全く正しいものであつたことを立証しております。現在、返還間近い沖縄を含めて、日本には多くの強大なアメリカの軍事基地があり、そこから現実にベトナムに向けて米軍が戦闘作戦行動に出でることは、政府も認めているところであります。岩国基地からF4ファントム戦闘爆撃機が、横須賀基地から空母コンステレーションや第七艦隊旗艦であるオクラホマシティーなどの主力がベトナムに向けて直接出撃していることは、周知の事実であります。政府は、この事実を認めながら、作戦行動命令は公海上に出てから受けているのであるから事前協議の対象にはならないなどと言いのがれをしておるのあります。日本国民は、このような言ふべきものであります。政府の犯罪行為を、断じて許すことはできません。(拍手)かかる形式的解釈をする限り、事前協議制はなきにひとしいものとなり、いま一度も協議が行なわれないのも当然な帰結であります。福田外務大臣の言う再検討とはいかななる内容のものか、この際明らかにされたいのであります。

最後に、沖縄の基地使用について一九六九年十一月の日米共同声明で再協議が約束されたということは、ベトナム戦争に関連して、沖縄の基地が本土の基地と比べて何らか特別な扱いをしないことを意味しております。この際、日本側から積極的に、ベトナム戦争が今後さらに拡大することがあっても、沖縄基地は絶対に特別な扱いをしないよう、米国に強く申し入れる必要があると思ふのであります。これについて、福田外務大臣並びに防衛省官の所信をたたして、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 松本君にお答えをいたします。

政府は、ベトナムの情勢が悪化したことをきわめて憂慮しております。一日も早く話し合いが再開され、和平がもたらされることを念願するものであります。

わが國としては、米国のベトナム政策の究極的目的、これは南ベトナム国民が民族自決の原則に従つて、外部からの干渉を受けることなく、みずから将来をみずから決定し得るような環境をつくることにあると考えております。政府としては、このような政策の志向するところを支持しておるのあります。政府として、今後とも同様の方針で臨む所存であります。

次に、米国政府は、米国の南ベトナムに対する軍事的支援並びに軍事行動につきましては、南ベトナム政府の要請により、北ベトナムからの南ベトナムに対する浸透、破壊行為に対し、国連憲章第五十一条に基づく集団的自衛権の行使であると明しており、わが國もそのように了解しております。

次に、日米安保条約に基づき、米軍がわが国施設、区域を使用し得るのは、日本の安全と極東の平和と安全に寄与するためであります。もちろん、戦闘作戦行動のため、本土から出撃する場合には、事前協議の対象となることは申すまでもありません。

(拍手)

〔国務大臣福田赳氏登壇〕

○国務大臣(福田赳氏) まず、アメリカのベトナム政策につきましては、これはいま総理から申上げたとおりであります。

次に、軍事行動に関する政策、ことに当面の北爆あるいは陸上、海上運航の封鎖、さような事態に対する法的的解釈はどうだ、こういうことでござりますが、アメリカはこれは国連憲章第五十一条による集団的自衛措置である、こういう主張をいたしておるのであります。この主張が正しいかどうか、これは国連理事会において結論を出すべき問題である、かように存じます。

これに對しまして、松本議員は、一方的に米国から将來をみずから決定し得るような環境をつくることにあると考へておられます。政府としては、このような政策の志向するところを支持しておるのあります。政府として、今後とも同様の方針で臨む所存であります。

次に、軍事行動に関する政策、ことに当面の北爆あるいは陸上、海上運航の封鎖、さような事態について、総理からお話をあつたとおりであります。米軍がいわゆる日本の基地、施設を使つことに批評せよ、あるいは米国に対してこれら行動についての抗議を行なえ、こういうようなことを申しますが、アメリカの主張は、松本さんも御承知のとおり、集団安全保障の体制だ、国連憲章第五十一条に基づくところの自衛権である、こういふことなんです。また、北側には北側の主張があることなんです。

しかし、いずれにいたしましても、わが国は戦争の当事者ではありません。戦争の関係はこの両当事者間の問題である。わが国がこの問題に対しまして言ひ得ることは、アメリカだけについてその行動を批判するということであつては相なると思います。(拍手)私は、戦争の両当事国、これが両方とも武器を捨てる、そろしてテープルに着いて話し合いのうちに平和を決定する、そのことだらうと思うのです。どうも一方的にこっちが悪いのいいのとこう言う、しかもアメリカだけをこう言えど、こういひ御主張はこれは片寄つた見解と申すべきである、かように存する次第でございます。(拍手)

次に、事前協議の問題であります。西中清君提出、米国ベトナム強行政策に関する緊急質問を許可いたします。西中清君。

○議長(船田中君) 次に、西中清君提出、米国ベトナム強行政策に関する緊急質問を許可いたします。西中清君。

〔西中清君登壇〕

○西中清君 私は、公明党を代表いたしまして、ベトナム強行政策に関する緊急質問を許可いたします。西中清君。

次に、事前協議の問題であります。西中清君提出、米国ベトナム強行政策に関する緊急質問を許可いたします。西中清君。

ニクソン米大統領は、去る八日、北ベトナムの全港湾に対する機雷の敷設と陸上補給を阻止するための砲撃の続行をおもな内容とする新たな政策並びに外務大臣に御質問をいたします。

ニクソン米大統領は、去る八日、北ベトナムの全港湾に対する機雷の敷設と陸上補給を阻止するための砲撃の続行をおもな内容とする新たな政策並びに外務大臣に御質問をいたします。

政府のかかる強硬措置は、パリ会談によつて平和的解決をすべきであるとの国際世論を全く無視して、それに對する歴史的であります。そういう趣旨を厳格に体しまして、その運用に誤りなきを期したい。ことに松本さんは沖縄について御心配のようありますけれども、事前協議を必要とす

手段は、ベトナム戦争をますます拡大させ、その平和的解決を困難にするばかりか、情勢の推移によっては大国間の深刻な対立という重大な国際的危機をもたらすものであり、不適な世界平和への挑戦といわなければなりません。

本来、ベトナム戦争の経緯と歴史を考えるならば、アメリカのとつてきた一連の行動は、不当な軍事介入の拡大であり、民族自決という国連憲章に明確にされた基本的権利の侵害にはなりません。ベトナム戦争政策が虚構の上に組み立てられたきわめて欺瞞的なものであることは、すでに米国防総省のベトナム政策秘密報告に実証されています。特に、本年に入り、わずか三ヵ月間で昨年一年をこえる空爆の強化、秘密外交の一方的暴露、パリ会談の中止、さらに加えて今回の強硬措置など、相次ぐアメリカ政府の不正な態度は、みずから平和的解決を否定し、力による解決をはかるとしているものと断ぜざるを得ない 것입니다。

佐藤内閣は、ジョンソン政権の北爆を支持し、カンボジア、ラオスへの侵攻に対してもこれを肯定するなど、アメリカのベトナム戦争政策に無批判に追随し、全面的に支持、協力するという態度をとり続けてきました。このことは一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明においても、またブレスクラブでの総理演説においても、アメリカのベトナム戦争政策を高く評価するという表現によって確認されているところであります。

佐藤内閣は、一体いかなる理由により、またいかなる判断に基づいてアメリカのベトナム戦争を肯定するのか。また、今後もアメリカのベトナム戦争介入を支持し続けるかと考へておられるのかどうか、あわせてお伺いしたいのであります。

さらに、今回のアメリカの強硬措置に対しても、いまだ政府は明快な態度を示していないのであります。が、これに対する見解、さらには我が国政府がとるべき態度について明確な答弁を承りたいのであります。

ニクソン大統領の今回の措置に関する説明は、きわめて独善的判断によるものといえます。アメリカがベトナムに対し封鎖措置を行なうという暴挙は、一体国際法、國際常識から見て許される行為であるかどうか。しかも、アメリカの行動は、紛争の平和的解決を明記した国連憲章に違反する行為であることは明白であります。政府は、これら点についていかなる認識を持つておられるのでしょうか。いまなお、アメリカの行為が国連憲章の集団的自衛権の行使であり、正当なものであると考えていられるのかどうか。もし政府が、アメリカの行為を集団的自衛権の行使として正当化し、これを支持するならば、一方、ベトナム民主共和国が持つ自衛権、集団的自衛権をどのように解釈をされるのか。ベトナム戦争に対し第三国であるわが国が、かかる一方的な立場でアメリカの行為を正当化すること自体に矛盾と不當性があると指摘するものであります。これに対する政府の明快な答弁をお伺いしたいのであります。

さて、日米安保体制という軍事同盟体制のもとに、ベトナム戦争支援のための軍事的、政治的、経済的便宜の供与に努力してきた佐藤内閣の責任はきわめて重大であるといわなければなりません。私は、佐藤総理が、ニクソン米大統領に対し、今回の強硬措置の即時停止、ベトナムでの米軍の一切の戦闘行動の中止、インドシナ半島からの米軍の全面的撤退を強く要求すべきであると思ふ。

また、岩国基地の海兵隊のダナンへの移駐、沖縄海兵航空師団のベトナムへの緊急派遣、沖縄のK-135によるB-52への給油、さらには岩国、横須賀、横田からの米軍の緊急発進、相模原基地での戦争の修理など、わが国のベトナム戦争への協力は国民のだれもが知っている事実でございます。

したがって、米軍と交戦関係にある国が沖縄及び本土の米軍基地への反撃を加えてきたとしても、わが国はこれを非難することはできないであります。もはやこの事態は、外務省筋の「ベトナム情勢の深刻化を憂慮し、残念であるなど」という、わが國はこれを非難することはできないであります。

また、われわれが無視できないことは、返還後の沖縄基地使用について、もし米側から自由使用等の特例を認めるような要求が提出された場合、これに対するわが国の提案権を明らかにすべきであります。

また、B-52の駐留、発進は絶対にあり得ないかのように明らかにしていただきたいのであります。

さらに、さきに問題になりましたサブロックを積載するところの原潜の日本寄港の疑いがございましたが、その後どのような調査をしたか、具体的に明瞭にさせていただきたいのであります。

また、さきの国会で、長年の国民的意願であります。非核並びに基地整理縮小決議が成立したのであります。政府はこれを忠実に履行すべき義務があるということは当然であります。今後これ

無期限に存続すべきものとお考えであるかどうか。さらに、日米安保体制下においてわが国はベトナム戦争に協力しなければならない義務を負うたことはきわめて安易な、またきわめて重大な認識不足であるといわなければなりません。それとも、外務大臣があえて国民の疑惑を避けるため弄した言動なのであります。

沖縄を含めた在日米軍基地がベトナム戦争で果たしている役割りは、補給、通信、兵器修理、さらにはベトナム戦線への発進など重要拠点であり、これなくしてアメリカはベトナム戦争を遂行することは困難であるといつても過言ではありません。政府は、沖縄の米軍基地がベトナム戦争で果たしている役割りをどのように認識をしていらっしゃるのかどうか。沖縄が返還された後も、沖縄がベトナム戦争の重要な拠点であることは変わらないのかどうか、政府の明快な見解を承りたいのであります。

総理は、事前協議制度について米側と話し合ひ協議を必要とする事態がありながら、今日まで一度も行なわれたことはありません。その実態は全く形骸化されていると言ふべきであります。しかも政府は、重大事態に際しても、わが国には提案権がないという立場をとっています。結局はわが国は全く主体性がなく、ただただ米側を信頼する以外にないというのが実態であります。

総理は、事前協議制度について米側と話し合ひ、総ざらいをすると言つておられます。いかなる目的で、いかなる点をどのようにするのか、具体的にお答え願いたいのであります。さらに、戦闘行動の基準は一体どういうものなのか、具体的に例示をいたしていただきたい。また、これに対するわが国の提案権を明らかにすべきであります。

また、われわれが無視できないことは、返還後の沖縄基地使用について、もし米側から自由使用等の特例を認めるような要求が提出された場合、これに対するわが国の提案権を明らかにすべきであります。

をどう実行しようとされておるのか、具体的にお答え願いたいのであります。

また、一九六九年の佐藤・ニクソン共同声明における、いわゆる台湾条項並びに韓国条項については、現在もなお当時と同じ認識であるのか、それとも、現在のアジア情勢からもはや適用されないというような認識を持つておられるのかどうか、用意しておいでござります。

が明確にしていただきたいのです。政府が真にアジアの平和を望み、わが国がこの実現に対し積極的な役割りを果たそうとするならば、盲目的な対米追随政策を根本的に転換して、日米安保の早期解消、四次防などの軍事力増強政策、沖縄の自衛隊配備などはすみやかに中止して、具体的な平和政策を実行すべきであると強く要求するのでござります。

なお、最後に、政府の責任を明らかにしておきたい点は、那覇空港における米軍機の居すわり問題であります。

年の六十七国会においてわが党同僚議員より、那霸空港の全面返還の不確実性、欺瞞性を追及してきたところでありました。当時福田外務大臣は胸を張って、沖縄返還時における同空港の全面返還は疑ひないしと豪語されたのであります。政府が対米交渉の唯一の努力成果として自賛をいたし、日玉商品とした、そして国民の前に言明した那霸空港の全面返還すら実現し得ないばかりか、いまだにその期日も明確でないこの重大な公約違反は、國民を欺瞞するものであり、みずからの言明に対する責任を回避するものと断ぜざるを得ないであります。總理並びに外務大臣は、この際その責任をどうとるか、國民にどう陳謝するか、態度を明確にすべきであると思うのであります。(拍手)以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣（佐藤栄作君）　お答えをいたしま
す。

しては、政府としてもきわめて遺憾に思うと同時に、インドシナ情勢をめぐって国際間の緊張が激

化の方向に立ち返ることを深く憂慮するものであります。しかししながら、今回の米側の決定は、一面において軍事的措置の強化をきめたものであります。が、同時に、もし北越側が捕虜の釈放と国際的監視を行つた場合には、これが問題となることになります。

被の本との併合に同意すれば、全米軍の四ヶ月以内の撤兵を保証するという建設的な側面も含むものであります。この点から見れば、いたずらに暴挙としてのみこれを退けるべきものではなく、米国としてもやむを得ない措置であった、かようなことが申せるのではないでしょうか。

政府といたしましては、当事者がアジア及び世

界の平和のために、武力によってではなく、平和のための意欲をもつて事態に対処することを心から切望するものであります。また、かくすることによってこそ、将来長きにわたってベトナム民族の眞の名譽と独立が達成されるものと私は言じます。

す。わが国といたしましては、米国のベトナム政策の究極の目的は、南ベトナム国民が民族自決の原則に従つて、外部からの干渉を受けることなく、みずから将来をみずから決定し得るよう環境をつくることにあると考えております。かような観点から、政府といたしましては、米国の政策の志向するところを支持してきたものであり、今後とも同様の方針で臨む所存であります。はつきり申し上げておきます。

次に、日米安保体制は、その成立以来二十余年を経て、国際情勢の変遷に伴い、その意味づけの面で多少の変化があつたことはいなめません。しかし、今日、日米安保体制は、かつての東西対立の時代と異なり、日米両国の協調と努力の礎石として、またアジアにおける緊張緩和政策促進のための基盤としての性格をますます深めつつあります。これはとりもなおさず日米安保体制が形骸化せず、時代とともに生きる活力を備えたものであることを正しくおぼえています。女子大、

たしましては、アジア情勢が将来緊張緩和の方向に向かって一そく大きく進展することを強く期待

すると同時に、今後ともわが国の安全を確保するため、この条約に基づく米国との協力関係を維持していく所存であります。したがって、現在、日米安保条約の廢棄などは全く考えておりません。これまたはつきり申し上げておきます。

次に、前議会における非核決議につきましては、これまで政府の政策として堅持してきたものを国会の決議によってあらためて確認されたものでありますから、国民の意思が内外を通じて明らかになつたものと私は考えます。

沖縄基地の整理縮小につきましては、米側と協議を重ね、基本方針どおり今後積極的に進めてま

する考え方もあります。

への道が開かれる強烈な期待しております。ただ、ベトナムにおける事態がいかに緊迫したにせよ、五月十五日の沖縄祖国復帰というこの事実にはいささかの変化のないことを御認識いただきたいと思います。政府としては、基本方針どおり、沖縄に日衛隊を配備し新生沖縄県の防衛に当たるとともに、県民の民生安定に資することといたしております。

さらに、安保条約が変質したのではないかとの御意見であります。決してそのようなことはありませんので、御安心いただきたいと思います。

最後に、那覇空港の復帰時における全面返還が実現しないことは、はなはだ遺憾であります。同空港が一日も早く全面返還されるよう今後とも最大の努力を払う所存であります。

以上、私からお答えをいたしまして、その他の点については外務大臣からお答えいたします。(拍手)

○国務大臣（福田赳夫君） 第一には、アメリカの
今回の措置は国際法上許されておるのか、また國

連憲章違反であるのではない、こういうようなお話をございますが、アメリカが今回の措置に對しまして、国連安保理事会にあの事態についての報告をいたしております。このアメリカの措置が妥当であるかどうか、これは国連安保理事会にお

いてきめるべき問題である、かように考えます。
次に、アメリカの政府に対しまして、北爆や海
陸の封鎖について、わが国いたしましては抗議
をするとか、あるいは即時停止を要請するとか、
あるいは米軍の全面撤兵を要請するとかの措置を
とるべしと、こういうような御意見でございます
が、これは先ほど松本さんにお答えいたしたとお

さるに、ベトナム戦の見通しを誤ったんぢやないかというような御批判でござりますが、私どもは常に平和を念願しておるのであります。さればこそベトナムにつき生じたことは、實に皆様が舌を巻いてござります。

よつてこの事を收拾するようなどいふことを念願しておる、そのことを常に申し上げてきたわけでござります。

また、西中さんは、日本は米軍の補給基地になつておる、また沖縄が米軍のベトナム戦争での作戦基地に化しておる、こういふことを申しておりますが、安保条約によりますと、わが國はアメリカの軍隊に対しまして補給の責任がありま

す。補給の点につきましてベトナムに関連があ

る。こういうことはこれは否定いたしません。
しかし、はつきり申し上げたいことは、わが日本の
基地はベトナム戦争の作戦基地では絶対にない
ことがあります。これは安保条約において、そな
いうような事態が生ずるというようなことがあり
ますれば事前協議の対象とするということになつ
ておりますが、私どもはそういう事態があります
すれば、これは応諾をいたしませんということを
はつきり申し上げたいであります。

とをお話しきります。またそれに関連して、
戦闘作戦行動というがその基準をどうするかとい
うような御質問でございます。私どもは事前協議
制度、これは非常に重要視しております。先ほども由
し上げたとおりでございます。ですから、これは
厳肅に実行しなければならぬと思っておる。それ
に対しまして西中さんは、どうも実績があつてみ
ないじゃないかといら。実績がなかつたことは本
ありますれば、これはもう当然わが国が事前協議
の対象とすべく要求したその点でござりますが
ら、その際には、少なくともベトナム戦につきま
しては応諾しないということを重ねて申し上げた
のであります。

さらに、西中さんは、沖縄におきましては復帰
後におきまして安保条約の適用上特例を設けるの
じやなからうか、こういうような御懸念を提出さ
れておりますが、さようなことは考えておりませ
ん。沖縄はベトナム戦争がありまして、復帰後
において本上並みにこれを運営をいたしていくと
いうことは誤りないというふうに御了解願いたい
のであります。

なおまた、B-52はそこから絶対に出撃しない
かといふお話をございますが、もしB-52が万一、
これは想像できませんけれども、万一沖縄にまわ
りつてくる、あそこで基地として出撃をするとい
うような事態がありますれば、これはわが政府と
いたしましては応諾をいたしません、ノーと言ふ
ということを、これもはつきり申し上げます。

また、サブロック搭載の潜水艦のことに触れら
れましたが、サブロック、これは核である、非核
三原則はあくまでも厳守していくますから、サブ
ロックを搭載する潜水艦をわが国に寄せつけると
いうようなことはあり得ないことでございます。
なおまた、事前協議条項につきまして総ざらい
をすると私が委員会でしばしば申し上げておるそ

のことについて、さつき松本さんもお触れになつて、私はお答えいたさなかつたのでありまするが、これは答弁漏れでありますた。

急質問　米國の北爆再開等に關する河村勝君の緊急質質問

○議長(船田中君) 次に、河村勝君提出、米国の北爆再開等に關する緊急質問を許可いたします。

外務省は、今回の機雷封鎖を、国連憲章の集団自衛権に基づく合法的な行為であるという公式見解を発表したようであるが、それはほんとうでありますか。おそらく機雷を敷設しただけで海上封鎖ではないという法理的な解釈によるのであります。しかし、冗談ではない。どこに機雷があるかわからない海域を、外国の船が航行できるわけがない。なんとか。

か。国際法上の交戦国でもない国を封鎖して、第三国の船舶を締め出すことは、明らかな違法行為ではありますか。

を送り込んで、北爆で大量殺戮を続いているアメリカに、少なくとも北ベトナムを侵略者などという資格は全くないというべきではありませんか。アメリカは、また理由づけの一つとして、ソ連の武器援助を非難しております。ソ連の援助にアメリカが悩まされているということとはよくわかるが、これも最大級の弁護をしてみても、五分五分というところがせいぜいのところではないか。要するに、アメリカは、どのようにしていさかいを取りつくろつても、アメリカの行動を正当づける論拠は何一つないといらるべきだと思うが、安保理事会の見解を待つというような不見識なことではなしに、外務大臣の明確なお答えをいただきた

しかば、今回の強硬手段が、はたしてアメリカの言うごとく、ベトナム和平促進のために多少でも役に立つのであろうか。その答えは、すでに過去の経緯に明らかである。一九六八年十月、ジョンソン前大統領によつて決定された無条件北爆停止がいかなる状況のもとに行なわれたかは、

總理もよく御承知のはずであります。五十万の地上軍と北艦をもつてしても、ついに北ベトナムを屈服させることができなかつた。現在、その条件が少しでも変わつているとでもいうのであるうか。北艦再開をはじめとする力の政策は、しょせん、何の効果も生み出しえず、あやまちにあやまちを重ねて今日の事態までエスカレートしたことには、ほとんど必然な成り行きだといふほのかないのであります。北艦と海上封鎖という軍事力の威圧によつて北ベトナムに譲歩を迫るというならば、それは過去の失敗を再び繰り返すのみであります。

ベトナム作戦のエスカレーションに伴って、沖縄を含むわが国の基地から作戦行動が激増しつつある。一連のこれら問題に対する福田外務省は、はじめて外務当局の言動は、すべてアメリカ政府に気がねをして、アメリカの行動は、へ理屈で何でも、言いわけのつくものはすべて容認しようと、態度に終始して、重大な局面にあるベトナム戦争と国内米軍基地との間に存在する問題の本質を避けて通ることにきゆうきゅうとしていることは、きわめて遺憾であります。

いわく、「封鎖作戦は事前協議の対象となる神作戦行動にはならない」米陸軍の相模神谷廠に

戦行動は一切容認しないといふ基本的な立場に立つて、事前協議制度そのものについて対米協議を要求すべきだと考えるが、外務大臣の見解をお伺いしたい。

しかしながら、この問題を突き詰めていけば、最後には基地そのものの性格の問題に突き当たります。沖縄返還によつて、東西冷戦構造下のアメリカ極東戦略の一環としての前進基地をそのまま国内に持つことになつて、本米自衛に徹すべき安保条約の目的を明らかに逸脱する基地構造となることの矛盾は、かねてからわれわれの懸念するところでありまして、わが党が沖縄返還協定の審議

が國の緊急の課題であつて、政府はその実行に勇
敢に取り組むべきことを最後に重ねて強く要求して、
私の質問を終わります。(拍手)
〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

とは、もはや許されない時期に到達しておりました。アメリカは力の政策の限界を知つて、この危険な行動をすみやかに中止しなければならない。アメリカは、ベトナムゼーションの失敗を率直に認めて、南政権への過剰介入をやめなければならぬ。わが国は、いまこそ、アメリカに対してそのことを勧告すべきではないか。それが眞の友好国としてのわが国の責任であり、同時に、多極化時代に対応して平和を求めるわが国自身の選択すべき方策であると考えるが、総理の率直なお考えを伺いたいと思います。

次に、今回の事態がわが国に直接かかる事柄についてお尋ねをいたします。

「をしたい」というのが、ただいまの外務大臣の發言であります。それでは、結局、問題の回避なんですね。

体、調整というものは何を意味するのか。基地の性格を変更するだけのほんとうの意味での基地の整理縮小をこれによつて制約するのではないのかとの疑惑を持たざるを得ないのであります。この点についてもまた明確な見解をお伺いいたしたい。

以上、申し述べたように、今回のアメリカのせときわ政策を安易に是認して、依然たる対米追随外交を続けることは、いかなる意味においても日本との国益にかなうものではありません。よやすくにして定着しつつある緊張緩和のアジア情勢をさらに推し進めるために、冷戦時代以来の情性を清算して、新たなる情勢の的確な判断のもとに、みずからへの進むべき道を決定することこそ今日のわ

おる米ソ会談、秘密会談を含む、パリ会談等、複雑な外交交渉とも密接に結びついているものであります。このよくな複雑な背景について十分知り得る立場にない日本としては、一方だけで特定の軍事行動の停止を求めるとは妥当でないと考えるものであります。ただ、わが国政府としては、直接の当事者間の実りのある話し合いを通して、一日も早く平和が回復することを強く希望しております。したがつて、このような見地から、また、このような趣旨を機会あることに關係固に強調してきたし、今後もかかる方針を統けて、わが国の立場を十分説明し、同時にまた、関係各国の理解ある処置を心から希望するものであります。

が国の緊急の課題であつて、政府はその実行に勇敢に取り組むべきことを最後に重ねて強く要求して、私の質問を終わります。（拍手）

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

〔内閣總理大臣佐藤榮作君登壇
内閣總理大臣佐藤榮作君登壇〕

五十一條に基づく集団的自衛権の行使であるとかのように説明をしております。わが国もこのように了解している次第であります。

次に第二に、ベトナム紛争との関連で、米軍が

事前協議の対象となるような戦闘作戦行動を、わ

が国の施設、区域から行なつていいことは、練

り返し申し述べておるところとおりであります。

したがつて、わが国がベトナム北爆出撃の基地となる

との御意見は当たらないものと考えます。米軍

が、わが國——もちろん復帰した沖縄も含むのであります。わが國の施設、区域を使用している

のは、日米安保条約に基づくものであることを御

理解いただきたいと思います。

民族自決権は国連憲章にも明記されていること

であり、これを尊重すべきは当然であります。

しかしながら、米国並びに南ベトナム政府の行為

が、民族自決権を侵害する行為であるとは考えておりません。

いすれにせよ、南北ベトナム統一の問題は、ベ

トナム自身が武力の干渉なく、平和的に解決すべ

き問題であると考えるものであります。

以上、お答えをいたしました。(拍手)

〔國務大臣福田赳天君登壇〕

○國務大臣(福田赳天君) まず第一に、アメリカの集団自衛権発動の問題についての国連の安保理事会がいつ結論を出すか、こういうお話をございますが、私にもこれは見当のつかない問題でございます。遺憾ながら、お答えいたしかねます。

それから次に、沖縄における米軍の機能は五月十五日以降は変わつてくるのかしないのか、こういうお尋ねでございますが、これは当然変わってきます。いままでは在沖縄米軍は自由な行動をとつておったわけあります。十五日以降は安全保障条約の制約下に置かれる、こういう意味合いにおきましてきわめて重大な変化を来たす次第でございます。(拍手)

日程第一 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第一、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月十四日

衆議院議長 船田 中殿 参議院議長 河野 謙三

附則

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(治山治水緊急措置法の一部を改正する法律)

2 第三条第一項中「昭和四十三年度」を「昭和四十七年度」に改める。

(施行期日)

3 (昭和四十七年法律第40号)による改正前

(治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの(昭和四十六年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十七年度以後の年度に繰り越したもの)により施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。)は、それぞれ第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

(不字及び一は修正)

4 (治山治水緊急措置法の一部を改正する法律)

5 (治山治水緊急措置法第三条に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの(昭和四十六年度以前の年度のこの会計の予算で昭和四十七年度以後の年度に繰り越したもの)により施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。)は、それぞれ第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

(附則に次の二条を加える。)

6 (第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第一号)による改正)

7 (第三十九号)の一部を次のようによつて改めることとする。

8 (附則に次の二条を加える。)

9 (第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第一号)による改正)

10 (第三十九号)の一部を次のようによつて改めることとする。

11 (附則に次の二条を加える。)

12 (第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第一号)による改正)

13 (第三十九号)の一部を次のようによつて改めることとする。

14 (附則に次の二条を加える。)

15 (第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第一号)による改正)

16 (第三十九号)の一部を次のようによつて改めることとする。

17 (附則に次の二条を加える。)

18 (第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第一号)による改正)

19 (第三十九号)の一部を次のようによつて改めることとする。

20 (附則に次の二条を加える。)

21 (第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第一号)による改正)

22 (第三十九号)の一部を次のようによつて改めることとする。

23 (附則に次の二条を加える。)

24 (第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第一号)による改正)

25 (第三十九号)の一部を次のようによつて改めることとする。

26 (附則に次の二条を加える。)

27 (第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第一号)による改正)

28 (第三十九号)の一部を次のようによつて改めることとする。

29 (附則に次の二条を加える。)

30 (第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第一号)による改正)

31 (第三十九号)の一部を次のようによつて改めることとする。

32 (附則に次の二条を加える。)

33 (第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第一号)による改正)

34 (第三十九号)の一部を次のようによつて改めることとする。

35 (附則に次の二条を加える。)

36 (第九条 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第一号)による改正)

37 (第三十九号)の一部を次のようによつて改めることとする。

38 (附則に次の二条を加える。)

た予算による補助金等の交付を含む。)は、それぞれ第一第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

付されたもので、修正の内容は、施行期日についてであります。

同日提案理由の説明を聴取し、自ら、慎重に審査を進めてまいります。

かかるものであります。その詳細は

会議録に譲ることといたします。

かかるものであります。翌十日採決の結果、多数をもつて参議院送付案のとおり議決す

べきものと決した次第でございます。

なお、本案に對しましては、五項目よりなる附帯決議が付せられました。

かくて、五月九日質疑を終了し、翌十日採決の結果、多数をもつて参議院送付案のとおり議決す

べきものと決した次第でござります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

以上、御報告申し上げます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

以上、御報告申し上げます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

郵便切手類に紛らわしい外觀を有する物の製造、販売等を制限することにより、その行使による郵便切手類の偽造に関する犯罪を未然に防止するとともに、郵便切手類の信用の維持を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。通信委員長高橋清一郎君。

(報告書は本号末尾に掲載)

○高橋清一郎君登壇

○高橋清一郎君 大だいま議題となりました郵便切手類模造等取締法案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案は、最近、真正な郵便切手類にまぎらわしい外觀を有するものが製造、販売され、広く一般に流布されるようになってきた実情にかんがみ、このような外觀を有するものの製造、販売等を制限することにより、その行使による郵便切手類の偽造に関する犯罪を未然に防止するとともに、郵便切手類の信用の維持をはからうとするものであります。

なお、この法律案は、公布の日から起算して六カ月を経過した日から施行することにしております。

本案は、去る四月一日内閣から提出され、同日当委員会に付託されたのであります。委員会においては五月十日質疑を終了し、討論もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、「異議なし」と呼ぶ者あり

て、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定

日本国政府及びビルマ連邦政府は、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開設された国際民間航空条約の締約国であるので、また、

両国の領域の間及びそれらの領域をことての航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望するので、

次のことより協定した。

第一条

この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開設された国際民間航空条約をい、同条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書並びに同条約第九十条及び第九十四条の規定に基づいて行なわれる附屬書又は同条約の改正であつて、両締約国によつて受諾されているものを含む。

(b) 「航空運営局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を授えられる人又は機関をいい、ビルマ連邦にあつては運輸通信省管下の民間航空局又は運輸通信省が現在遂行している任務を遂行する権限を授えられる人若しくは機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に基づい、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のため指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d) 国に關して「領域」とは、その国の主権、宗主権、保護又は信託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。

(e) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」

及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有す

る。

(f) 「附属書」とは、この協定の附属書又は第

四条の規定による改正後の附属書をいう。

附属書は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含む。

第二条

各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が附属書に定める路線(以下「特定路線」とい)における国際航空業務(以下「協定業務」とい)を開設しかつ運営することができるようになります。

附属書は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附属書を含む。

第三条

各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に基づうことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有する。

(a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権

(b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権

(c) 國際運輸の対象である旅客、貨物又は郵便物の積卸し及び積込みのため、当該特定路線

について附属書に定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

3 の規定は、一方の締約国の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第三条

各締約国は、特定路線における協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一の航空企業を別に指定し、かつ、当該他方の締約国は、指定期間を定めた通告書を交換したとき、3及び4の規定が適用される場合を除くほか、指定された航空企業に対し適当な運営許

に於ける日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定について承認を求める件、日程第五、航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定の締結について承認を求める件、日程第四、航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定について承認を求める件、右両件の件

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定について承認を求める件、右両件の件

昭和四十七年三月十八日
内閣總理大臣 佐藤 達作

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定について承認を求める件

右

国会に提出する。

政府は、ビルマ連邦政府との間で航空業務を開設しつつ運営するため、昭和四十七年二月一日にラングーンで、航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

1 各締約国は、特定路線における協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一の航空企業を別に指定し、かつ、当該他方の締約国は、指定期間を定めた通告書を交換したとき、3及び4の規定が適用される場合を除くほか、指定された航空企業に対し適当な運営許

昭和四十七年五月十一日
衆議院会議録第一二十七号

3 可を遅滞なく与える。

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の
とつた場合において、第十三条の規定に基づく
他方の締約国の権利は、害されない。

との間の協定の締結について承認を求める件外
間の特定路線において協定業務を運営する公平か
つ均等な機会を有する。

(a) 1の運賃及びこれに関連して使用される代
理店手数料率は、可能なときは、各特定路線

指定した航空企業が当該航空当局により国際範囲の航空業務の運営について通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空会社に對して誤し又は謀することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、量の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

一方の締約国による協定業務の運営にあたつては、他方の締約国の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないよう、当該他方の締約国の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。

(b) 及びその区間について関係指定航空企業の間で合意する。それらの運賃及び代理店手数料率の決定に際しては、可能なときは、国際航空運送協会の運賃決方式を利用することができる。合意された運賃は、両締約国の航空当局の認可を受けるものとする。

(b) 國際指定航空企業が運賃について(a)の合意

5 にはその航空企業に交付した運賃証券を与え
す若しくは取り消し、又はその航空企業によつて
前条2に定める特權の行使につき必要と認める
条件を課する権利を有する。

一方の締約国の指定航空企業の航空機であつて他方の締約国の領域へ飛行し、その領域から飛行し又はその領域を横断して飛行するものは、当該他方の締約国の税関の規制に従うことを条件として、暫定的に関税の免除を認められる。一方の締約国の指定航空企業の航空機が他方の締約国の領域への到着の際に積載しておきり、かつ、その領域からの出発の際にも積載してお

守られた航空企業は、第九条の規定に従つて実施されることを条件として、協定業務の運営を開始することができる。

一方の締約国の指定航空企業の航空機であつて他方の締約国の領域へ飛行し、その領域から飛行し又はその領域を横断して飛行するものは、当該他方の締約国の税関の規制に従うことの条件として、暫定的に関税の免除を認められる。一方の締約国の指定航空企業の航空機が他方の締約国の領域への到着の際に積載しており、かつ、その領域からの出発の際にも積載している燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機附減品は、關税、検査手数料又はそれらに類する国若しくは地方公共團体が課する租税その他の課徵金を免除される。その免除は、取り卸された量又は物品については適用しない。ただし、それらの量又は物品を税関の監視の下に置くことを要求する当該他方の締約国

を課する権利を有する。もつとも、この権利とは、即時に特權の行使を停止し又は即時にその行使につき条件を課することが當該法令に重ねて規定されている。

一方の締約国の指定航空企業の航空機に取り付けるため又はその航空機で使用するため他方の締約国の領域に輸入される予備部品及び装備品は、それらの物品を税関の監視及び管理の下に置くことを定める当該他方の締約国の規制に従うことなどを条件として、関税の免除を認めらる。

前記の協議は、いずれか一方の締約国が要請した日から六十日の期間内に開始する。

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の

の関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

客に関する情報及び統計であつて通常その指定航空企業が公表のため作成して自国の航空当局に提出するものを、当該他方の締約国 の航空当局に提供

(a) その航空企業を指定した締約国の領域への
及びその領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) その航空企業の路線が経由する地域の地方
的及び地域的業務を考慮したうえでのその地
域の運輸需要

に対し、その航空企業が協定業務の運営に因連して当該一方の締約国の領域内で得た收入のうち支出をとえる部分を、当該一方の締約国の関係法令に従い、送金の時の公の市場における為替相場によりアメリカ合衆国ドルで送金する権利を子孫する。

対する当該時期における需要及び合理的に予測される需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。その航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み出す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力は次の事項に関連すべきであるという一般原則に従つて行なう。

(d) 新たな運賃は、それについていづれか一方の締約国の航空当局が満足しないときは、第十三条③の規定が適用される場合を除くほか、実施されない。この条の規定に従い運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されてる運賃が適用される。

(a) その航空企業を指定した締約国領域への
及びその領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) その航空企業の路線が経由する地域の地方
的及び地域的業務を考慮したうえでのその地
域の運輸需要

る。に對し、その航空企業が協定業務の運営に因難して當該一方の締約國の領域内で得た収入のうち支出をこえる部分を、當該一方の締約國の關係法令に従い、送金の時の公の市場における為替相場によりアメリカ合衆国ドルで送金する権利を与え

第九条 1 搭定業務に対する運賃は、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）、特定路線のいずれかの区間又は全體についての他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国の航空当局に要求することのある貨客に関する追加の統計資料については、要請により両締約国との間で討議する。

第十二条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関する定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十三条

1 この協定の解釈又は適用に因して両締約国間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まことに紛争を解決するよう努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、その紛争は、いすれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこのようにして選定された二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員（いすれの締約国の国民でもない者に限る。）と

の三人の仲裁委員から成る仲裁裁判所に決定のため付託する。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定するものとし、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意する。いすれか一方の締約国が六十日の期間内に自國の仲裁委員を指定しなかつた場合には、第三の仲裁委員につきその後の六十日の期間内に合意が得られなかつた場合には、いすれの一方の締約国も、国際民間航空機関の理事会の議長に対し、それらの仲裁委員の任命を要請することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行なわれた決定に従うことを約束する。

第十四条

いすれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請する

ことができる。その協議は、要請の受領の日から六十四日の期間内に開始する。改正が附屬書についてのみ行なわれる場合には、協議は、両締約国との間で行なう。両締約国の航空当局が新たに修正された附屬書について合意したとき

によつて確認された後に効力を生ずる。

第十五条

航空運送に関する一般的な多數国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

第十六条

いすれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、その通告が両締約国との合意によりその一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十七条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十八条

この協定は、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、この協定に署名した。

千九百七十二年二月一日にラングーンで、英語

により本書二通を作成した。

日本国政府のために

鈴木孝

ビルマ連邦政府のために

ターニー・ジョン

衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、メキシコ合衆国政府との間で航空業務を開設しかつ運営するため、昭和四十七年三月十日に東京で、航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

附屬書

1 ビルマ連邦の指定航空企業が両方向に運営する路線

ビルマ内の地点（パンコック及び（又は）シンガポール、ラオス内の地点、カンボジア、ミャンマー、マニラ、香港及び（又は）マニラ・那覇（沖縄）、大阪又は東京のうち後日定める一地点）

ビルマ連邦の指定航空企業が提供する協定企業は、ビルマ連邦の領域内の一地点を起点として、その協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、その通告が両締約国との合意によりその一年の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

2 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点（香港及び（又は）マニラ、サイゴン、カンボジア内の二地点及び（又は）ラオス内の一地点、シンガポール、クアラ・ランプール及び（又は）ペナン、バンコク、クーランブーン）

日本国内の指定航空企業が提供する協定企業は、日本国領域内の一地点を起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いすれかの又はすべての飛行にあたりその指定航空企業の選択によつて省略することができる。

3 航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件

日本国政府及びメキシコ合衆国政府は、航空業務を開設しかつ運営するために協定を締結することを希望するので、両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、次のとおり協定した。

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定

日本国政府は、メキシコ合衆国政府との間で航空業務を開設しかつ運営するため、昭和四十七年三月十日に東京で、航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「協定」とは、この協定及びこれに附属する路線表をいい。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に

関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、メキシコ合衆国にあつては通信運輸省又は同省が現在遂行している任務を遂行する権限を与えられる人若しくは機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、一方の締約国が、第

三条の規定に従い、他方の締約国に対し通告書によりその通告書に定める路線における航空業務の運営のため指定した航空企業をい

う。

(d) 「領域」、「航空業務」、「国際航空業務」、

「航空企業」及び運輸以外の目的での着陸」という語は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約第二条及び第九十六条にそれぞれ定める意

右

国会に提出する。

昭和四十七年三月十八日

内閣總理大臣 佐藤 栄作

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件外一件

味を有する。

- (e) 「特定路線」とは、路線表に定める路線をいり。

第二条

1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が特定路線における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設しかつ運営することができるようにするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。

2 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、次の特権を享有する。

- (a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権
- (b) 他方の締約国の領域に運輸以外の目的での着陸をする特権
- (c) 國際連輸の対象である旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積込みのため、路線表に定める他方の締約国の領域内の地点に着陸する特権

官報 (号外)

- 3 2の規定は、一方の締約国の航空企業に対して、有償又は貸切りで他方の締約国の領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその領域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第三条

- 1 いづれの特定路線における協定業務も、前条1の規定に基づいて権利を許与された締約国の

選択により直ちに又は後日開始することができる。

ただし、第十二条の規定に従うことと条件とし、かつ、次のことが行なわれた後でなければならない。

- (a) 権利を許与された締約国が当該路線について航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が自國の法令に従い当該航空企業に対して適切な運営許可を与えること。その締約国は、2の規定及び次条1の規定に従うことを条件として、逕済なくその運営許可を与えないければならない。

2 いづれの一方の締約国の指定航空企業も、他方の締約国の航空当局により国際航空業務の運営について通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨をその航空当局に立証することを要する。

第四条

- 1 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業の所有の主たる部分及び実効的な支配が当該他方の締約国又はその国民に属していることが立証されない場合には、その航空企業に対し第二条2に定める特権を与える又は取り消す権利を留保する。

- 2 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が1にいう特権を許与する締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業によるとその特権の行使を停止し、又は当該航空

企業によるそれらの特権の行使につき必要と認める条件を課する権利を留保する。

第五条

- 1 一方の締約国の法令であつて国際航空に従事する航空機の当該一方の締約国の領域への入国若しくはその領域からの出國又はその領域内にある間の運航及び航行に關するものは、他方の締約国が自國の法令に従い当該航空企業の航空機について適用されるものとし、当該一方の締約国が自國の法令に従い当該航空企業に対する運営許可を与えられるものとし、当該一方の締約国が自國の法令に従い当該航空機によって出國若しくはその領域からの出國又はその領域内にある間、当該航空機によつて遵守されなければならない。

2 一方の締約国が自國の法令であつて旅客、乗組員、貨物又は郵便物の当該一方の締約国の領域への入国又はその領域からの出國に關するもの、たとえば、入国、出國、移住、旅券、税關及び検疫に関する規制は、その領域への入国若しくはその領域からの出國に關するもの、たとえば、入国、出國、移住、旅券、税關及び検疫に関する規制は、その領域への入国若しくはその領域からの出國にあたり又はその領域内にある間、他方の締約国の指定航空企業の航空機で運送される旅客、乗組員、貨物若しくは郵便物により又はそれらのために遵守されなければならない。

第六条

- 1 一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯藏品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合にも、当該領域内において関税、検査手数料及びこれらに類する國又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。

- 2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務に使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯藏品は、当該他方の締約国の規制に従うことと条件として、國民同様に課せられる最低標準と同等又はそれ以上のものである限り、他方の

締約国によつても協定業務の運営上有効なものと認められる。もつとも、各締約国は、自國の領域の上空の飛行に関しては、自國民が他の国から与えられた技能証明書及び免状を認めることを拒否する権利を留保する。

第七条

各締約国は、その管理の下にある空港その他の施設の使用につき、他方の締約国の指定航空企業の航空機に対して公正かつ合理的な料金を課し又は課することを認めることがある。その料金は、同様の国際航空業務に従事する自國の航空機が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。

3 一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、その指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことと条件として、関税、検査手数料及びこれらに類する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除される。

第八条

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条

一方の締約国の指定航空企業による協定業務の運営にあたつては、他方の締約国の航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないよう、当該他方の締約国の航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条

1 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関連を有しなければならない。
2 指定航空企業が提供する協定業務は、両締約国間の運輸に対する需要及び当該航空企業を指定した締約国の領域から発し又はその領域へ向

から運輸に対する需要に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的とする。

3 地方的及び地域的業務の発展は、各締約国の主要な関心事である。したがつて、必要があるときは、地方的及び地域的業務における各締約国の利益が害されないようにするため、この条に規定する基準が指定航空企業によつて遵守されるような方法を研究する目的をもつて、両締約国の航空当局の間で協議を行なう。

第十一條

1 各締約国の指定航空企業が他方の締約国の領域への又はその領域からの運送について徵収する運賃は、運賃の経費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）、他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、可能なときは、両締約国の指定航空企業の間で合意するものとし、その合意は、可能な限り、国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行なう。

第十二条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について協商を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十三條

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まづ、両国間の交渉によりその紛争を解決するよう努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、その紛争は、いすれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とこのようにして選定され

できなかつた場合、運賃が他のなんらかの理由で2の規定に従つて決定されなかつた場合又は3の期間の最初の十五日以内に一方の締約国が2の規定に従つて合意された運賃について自国の航空当局が満足しない旨を他方の締約国に通告した場合には、両締約国の航空当局は、合意によつて運賃を決定するよう努める。

3 各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の三人の仲裁委員から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。

4 いすれか一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁委員を指定するものとし、第三の仲裁委員については、その後の六十日の期間内に合意する。

5 4の合意が成立しなかつた場合には、紛争は、第十三条の規定に従つて解決する。

6 運賃は、いすれか一方の締約国の航空当局が認可しない場合には、実施されない。この条の規定に従つて定められた運賃は、新たな運賃がこの条の規定に従つて定められるまで引き続き実施される。

第十四条

1 いすれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。その協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定（路線表を除く。）の規定について行なわれる場合には、その改正は、各締約国によりその憲法上の手続に従つて承認される

ものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

3 改正が路線表についてのみ行なわれる場合に、協議は、両締約国の航空当局の間で行なう。両締約国の航空当局が新たな又は修正された路線表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によつて確認された後に効力を生ずる。

第十五条

航空運送に関する一般的な多數国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、その条約に適合するように改正する。

第十六条

いづれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも通告することができる。その通告の写しは、国際民間航空機関に封筒に封して同時に送付する。その通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国がその通告を受領した日の後六箇月で終了する。ただ

し、その通告が両締約国との間の合意によりその六箇月の期間の満了前に取り消された場合は、この限りでない。通告は、当該他方の締約国がその受領を確認しなかつた場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

第十七条

この協定は、前条の規定が適用される場合を除くほか、効力発生の日から三年間効力を有するものとし、一方の締約国が他方の締約国に対しこの協定を終了させる意思を三年の各期間の満了の六箇月前に通告しない限り、さらに三年ずつその有効期間が延長される。

第十八条

この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第十九条

1 日本国の指定航空企業が両方向に運営する路線

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けて、この協定に署名した。
ト連邦区メキシコ・シティとの間及び
千九百七十二年三月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及びスペイン語により本書二通を作成した。
との間のいずれにおいても、両方向とも運輸権を行使しない。

ルル連邦区メキシコ・シティー・ボゴタ又は後日合意する一地点のいずれか一方―サン・パウロ及び(又は)リオ・デ・ジャネイロ

注 日本国の指定航空企業は、中間地点
連邦区メキシコ・シティと以遠の地点

2 メキシコ合衆国の指定航空企業が両方向に運営する路線

メキシコ内の地点―ホノルル―ヴァンクー

ヴァー―東京―東アジア、インド及びオセアニアにおける後日定める以遠の三地点

注 メキシコ合衆国の指定航空企業は、

中間地点と東京との間及び東京と以遠の地点との間のいずれにおいても、両方向とも運輸権を行使しない。

3 いづれの締約国の指定航空企業が提供する協定業務も、その締約国の領域内の一地点を起点に従つて承認されるものとし、その承認を通知す

としなければならないが、特定路線上の他の地

それぞれ署名を行ないました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

建設大臣 西村 英一君

点は、いずれかの又はすべての飛行にあたりそ
の指定航空企業の選択によつて省略することが
できる。

國との間に定期国際航空業務を開設し、かつ運営
することを目的とするものであります。それで、それぞ
れ業務開始のための手続及び条件、相手國における
空港その他の施設の使用料の支払いについての

条件、燃料等に対する課徴金の免除、運賃決定に
関する原則及び手続等について規定するととも
に、附屬書等において両国の指定航空企業が運営
する路線を定めております。

○謙長(船田中君) 両件を一括して採決いたしま
す。

出席政府委員
内閣法制局長官 高辻 正巳君
國務大臣 木村 俊夫君

○謙長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外
務委員長 櫻内義雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○謙長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ
て、両件とも委員長報告のとおり承認するに決し
ました。

○朗読を省略した謙長の報告
(政府委員任命)

一、去る九日、佐藤内閣総理大臣から船田議長あ
て、八日付議長において承認した飯塚史郎外二
名を九日第六十八回国会政府委員に任命した旨
の通知を受領した。

○櫻内義雄君 ただいま議題となりました二案件
につきまして、外務委員会における審査の経過並
びに結果を御報告申し上げます。

以上二件は、三月十八日本院に提出され、同日
外務委員会に付託されましたので、政府から提案
理由の説明を聴取し、質疑を行ないましたが、そ
の詳細につきましては会議録により御了承を願い
ます。

午後四時八分散会

政府は、かねてビルマ連邦政府及びメキシコ合
衆国政府との間に航空協定締結のための交渉を行
なつてまいりましたところ、合意が成立いたしま
したので、ビルマとの間の協定については本年二
月一日ラングーンにおいて、また、メキシコとの
間の協定については本年三月十日東京において、
た。

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 栄作君

外務大臣 福田 起夫君

郵政大臣 廣瀬 正雄君

一、昨十日、参議院議長から、次の法律の公布を
奏上した旨の通知書を受領した。
簡易生命保険法の一部を改正する法律
住宅金融公庫法の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九日、謙長において、次のとおり常任委
員についての承認を行なつた。

昭和四十七年五月十一日 衆議院会議録第一二七号 朗読を省略した議長の報告

員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
外務委員	中村庸一郎君 阿部文男君 福永一臣君 後藤俊男君
辞任	西銘順治君 塙川正十郎君
中川嘉美君 正木良明君	山手満男君 阿部文男君 山手満男君 渡部通子君
大蔵委員	通信委員
辞任	西銘順治君 塙川正十郎君
二見仲明君 渡部通子君	山手満男君 阿部文男君 山手満男君 渡部通子君
社会労働委員	予算委員
辞任	坪川信三君 左藤惠君
古寺宏君 渡部通子君	林孝矩君 古寺宏君 正木良明君 中川嘉美君
浅井美幸君 二見仲明君	福永一臣君 小瀬恵三君 福永一臣君 國場幸昌君
農林水産委員	決算委員
辞任	西銘順治君 塙川正十郎君
芳賀貢君 中澤茂一君	芳賀貢君 中澤茂一君 渡部通子君 二見仲明君
中澤茂一君 芳賀貢君	小瀬恵三君 福永一臣君 國場幸昌君 中村弘海君
商工委員	大蔵委員
辞任	西銘順治君 塙川正十郎君
芳賀貢君 中澤茂一君	芳賀貢君 中澤茂一君 渡部通子君 二見仲明君
中澤茂一君 芳賀貢君	福永一臣君 佐藤守良君 橋口隆君 佐藤守良君
法務委員	通信委員
辞任	西銘順治君 塙川正十郎君
左藤恵君 坪川信三君	後藤俊男君 ト部政巳君 渡部通子君
浅井美幸君 廣沢直樹君	奥田敬和君 中村梅吉君
商工委員	運輸委員
辞任	西銘順治君 塙川正十郎君
左藤恵君 坪川信三君	山手満男君 阿部文男君 山手満男君 渡部通子君
中村梅吉君 奥田敬和君	中山正輝君 中山庸一郎君 中山正輝君 山手満男君
法務委員	外務委員
辞任	西銘順治君 塙川正十郎君
二見仲明君 渡部通子君	福永一臣君 小瀬恵三君 福永一臣君 國場幸昌君
農林水産委員	決算委員
辞任	西銘順治君 塙川正十郎君
芳賀貢君 中澤茂一君	芳賀貢君 中澤茂一君 渡部通子君 二見仲明君
中澤茂一君 芳賀貢君	福永一臣君 佐藤守良君 橋口隆君 佐藤守良君
商工委員	社会労働委員
辞任	西銘順治君 塙川正十郎君
芳賀貢君 中澤茂一君	芳賀貢君 中澤茂一君 渡部通子君 二見仲明君
中澤茂一君 芳賀貢君	福永一臣君 佐藤守良君 橋口隆君 佐藤守良君
法務委員	建設委員
辞任	西銘順治君 塙川正十郎君
林義郎君 中島源太郎君	後藤俊男君 ト部政巳君 渡部通子君
福永一臣君	後藤俊男君 ト部政巳君 後藤俊男君

号外 報告

決算委員

辞任

補欠

阿部 文男君 山手 満男君

笠岡 義君 中村庸一郎君

中山 利生君 中村 梅吉君

中村 梅吉君 中村庸一郎君

中山 利生君 中村 梅吉君

山手 満男君 中村庸一郎君

中山 利生君 中村 梅吉君

阿部 文男君 中村庸一郎君

議院運営委員

辞任

補欠

浜田 幸一君 山下 元利君

和田 春生君 池田 祐治君

山下 元利君 浜田 幸一君

池田 祐治君 和田 春生君

(理事補欠選任)

公害対策並びに環境保全特別委員

辯任 補欠

古寺 宏君 林 孝矩君

(理事補欠選任)

物価問題等に関する特別委員

辯任 補欠

理事 二見 伸明君 (理事中川嘉美君去る九

日理事辞任につきその補欠)

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辯任

補欠

山原健一郎君 東中 光雄君

社会労働委員長 森山 鈴司

昭和四十七年五月九日

衆議院議長 船田 中殿

公職選舉法改正に関する調査特別委員

辯任

補欠

西宮 弘君 山本 幸一君

西宮 弘君 山本 幸一君

(公聴会開会承認)

一、公聴会開会承認

一、社会労働委員長から提出した次の公聴会開会

承認要求に対し、議長は去る九日これを承認し

た。

一、公聴会を開こうとする議案

公聴会開会承認要求書

(議案通知書受領)

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する

法律等の一部を改正する法律案

道路運送車両法の一部を改正する法律案

河川法の一部を改正する法律案

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案

一、昨十日、参議院において次の内閣提出案を可

改正する法律案(内閣提出)

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第

七十八条により承認を求める。

昭和四十七年五月九日

社会労働委員長 森山 鈴司

八二五

率、船舶整備公団の融資率を引き上げ、航路補助金の算定にあたつては完全な航路主義をとるよう措置するとともにその手続の簡素化を図ること。

なお、未指定の欠損航路についても可及的すみやかに国の補助対象とすること。

また、主要の離島航路については、水上用エーケッショング等の就航を積極的に検討すること。

二 離島の公共交通事業を促進するため、離島の公的医療機関の施設、設備費及び運営に要する費用の補助率の改善を図るとともに、国立病院、親元病院の医師・歯科医師の定員を増員し、これにより医師・歯科医師を離島に積極的に派遣するよう努めること。

三 漁港・港湾・空港事業の国庫の負担及び補助割合の引下げに伴う地方公共団体の財政負担の軽減を図るため、地方交付税等で適切な措置をすること。

官 報 (外)

割合の引下げに伴い、漁業協同組合等に対し、極力負担をかけないよう特別の配慮を行なうこと。

四 離島振興関係公共事業を促進するため、離島の実態と時代の趨勢に対応した採択基準に改善すること。

する」と。

特に、離島においては用水の確保が困難な実情にかんがみ、水源対策を積極的に行なうとともに、簡易水道事業については、新設時の給水量の基準、増補改良時の期間の基準をそれぞれ緩和し、さらに、ごみ・屎尿処理事業についても基準緩和の措置を行ない、この事業に要する経費を経済企画庁の所管に一括計上すること。

五 離島における産業経済の発展と民生の安定を図るため、島内交通をはじめ本土と離島、離島相互通の交通網の整備が必要で、この一環として特に架橋については積極的に検討すること。

また、この際これが障害となる航路補償等の

なお、漁港については、国庫の負担及び補助措置についても検討すること。

六 離島の産業及び社会教育、情報、生活改善、保健、福祉、レクリエーション等の社会開発的機能を総合的かつ有機的に果たすため、豪雪山村開発総合センターにならい、「離島開発総合センター」を設置すること。

七 離島の特殊性を生かした適切な利用を図ること。

用してはならない。

りである。

1 郵政大臣又は外国政府の発行する郵便切手の其他郵便に関する料金を表わす証票に紛ら

わしい外觀をする物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは領布し、又は郵便切手その他の郵便に関する料金を表わす証票の用途に使

他郵便に関する料金を表わす証票の用途に使用してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する物で郵政大臣の許可を受けたものを製造し、輸入し、販売として秩序ある開発と必要な施設の整備を行なうとともに、自然環境の保全に努めること。

3 第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

4 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

郵便切手類模造等取締法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、郵便切手類に紛らわしい外觀を有する

二 議案の可決理由

本案は、最近における郵便切手類模造等の実物の製造、販売等を制限することにより、その行使による郵便切手類の偽造に関する犯罪を未然に防止するとともに、郵便切手類の信用維持を図らうとするもので、その内容は次のとお

右報告する。

昭和四十七年五月十日

通信委員長 高橋清一郎

衆議院議長 船田 中殿

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦
政府との間の協定の締結について承認を求
めるの件に関する報告書

て両国の指定航空企業が運営する路線を定めて
いる。

なお、本協定は、両国によりその憲法上の手
つて承認されるものとし、その承認を通知する
外交上の公文が交換された日に効力を生ずること
になつてゐる。

衆議院議長 船田 中殿

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合
衆国政府との間の協定の締結について承認
を求めるの件に関する報告書

よつて政府は、本協定の締結について、日本
國憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づ
き、国会の承認を求めるというのである。

衆議院議長 船田 中殿

航空業務に関する日本国政府とメキシコ合衆國
政府は、メキシコ合衆國政府との間に航空業
務に関する協定の締結について、昭和四十六年
七月以来交渉を行なつてきた結果、合意が成立
したので、昭和四十七年三月十日東京において
本協定に署名を行なつた。

本協定は、わが国とメキシコ合衆國との間に定期
国際航空業務を開設しつつ運営することを目的
とし、協定業務開始のための手続及び条件、相
互に相手国の空港その他施設の使用料について
最惠国又は内国民待遇の許与及び燃料等に対する課
税等について規定するとともに、附屬書におい
て、両国の指定航空企業が運営する路線を定め
てある。

衆議院議長 船田 中殿

外務委員長 櫻内 義雄

衆議院議長 船田 中殿

明治二十二年五月三十一日
郵便物認可

昭和四十七年五月十一日 衆議院会議録第二十七号

定価一部五十円
(配送料共)
発行所
大藏省印刷
東京都港区赤坂一丁目二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八二四四二一(大代)